

第 77 回（特別冬季）国民体育大会近畿ブロック大会における 新型コロナウイルス陽性者（疑いを含む）の対応の基準

I 大会の参加について

次のいずれかに該当する者は、参加・来場しないこと及び原則として入場できない。

1 感染者

- ・大会参加日の 14 日前の時点、又は、それ以降に感染が確認された者
- ・大会参加日の 15 日前以前に感染した者であって、大会参加日前日までに保健所から療養解除の判断がされていない者

2 濃厚接触者

- ・大会参加日の 14 日前の時点、又は、それ以降に保健所から濃厚接触者と判断された者
- ・大会参加日の 15 日前以前に濃厚接触者と判断された者であって、大会参加日前日までに保健所から健康観察期間終了の判断がされていない者

3 健康管理アプリ等の調査項目 に該当がある者

- (1) 健康管理アプリ等で、体温(37.5℃以上の発熱)又は健康状態の調査項目に該当する症状(以下、「感染疑い症状」という)がある者

ただし、次の①と②の両方又は③の要件が満たされた場合、参加を認める。

- ① 感染疑い症状の発症後、8 日が経過している場合（発症日を 0 日として 8 日間）
- ② 薬剤を服用していない状態(※ 2)で感染疑い症状消失後 72 時間が経過している場合
- ③ 薬剤を服用しない状態で感染疑い症状が消失し、新型コロナウイルスの感染リスクが低い こと(※ 3)(※ 4)を示す医師の診断書がある場合

※ 2 医療機関を受診し、新型コロナウイルス以外の疾患である旨の医師の診断に基づき、当該症状に対し服薬指導を受け、処方された薬剤についてはこの限りではない。

※ 3 「新型コロナウイルスの感染リスクが低いこと」を示すため、PCR 検査等の受検が推奨される。

※ 4 「新型コロナウイルスの感染リスクが低いこと」には、新型コロナウイルス感染症以外の傷病も考えられる。

- (2) 健康管理アプリ等の行動歴の調査項目に該当がある者

- ・感染者と濃厚接触がある。
- ・同居家族や身近な人に感染が疑われる者がいる。
ただし、その者の感染疑い症状が消失し、新型コロナウイルスの感染リスクが低いことを示す医師の診断書がある場合、参加を認める。
- ・大会参加日の 14 日前の時点、又はそれ以降に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がある。
- ・大会参加日の 14 日前の時点、又はそれ以降に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がある者又は当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある。

II 体調不良者発生時の対応

1 全般

(1) 定義

体調不良者は、発熱（37.5℃以上）又は健康管理アプリ等の各項目の症状が確認できる者とする。

(2) 対応

① 医療機関等への電話相談

- ・府内居住者は、かかりつけ医等の身近な医療機関「診療・検査医療機関」、府外居住者（近畿ブロック大会に参加するため府内の宿舎に宿泊する者）は、「きょうと新型コロナ医療相談センター」へ電話相談し、指示を受ける。

※診療・検査医療機関一覧、及びきょうと新型コロナ医療相談センターはIVのとおり

- ・診療・検査医療機関、又はきょうと新型コロナ医療相談センター（以下、「診療・検査医療機関等」という）へ電話相談した場合、電話した旨及び受けた指示について、競技担当責任者又は大会実施本部に報告する。
- ・各競技担当責任者は、診察検査医療機関等へ電話相談した報告を受けた場合は、速やかに大会実施本部へ報告する。
- ・大会実施本部は、診察・検査医療機関等へ電話相談した報告を受けた場合は、速やかに各経担当責任者及び日本スポーツ協会へ連絡する。

② 会場における準備

- ・競技会場においては、体調不良者が確認された場合に備え、会場内に隔離できる部屋又はパーティションで仕切ったコーナー（以下、「隔離室」という）を設ける。
- ・隔離室には、医療用個人防護具（マスク、手袋、フェイスシールド等）を常備する。

③ 感染が確認された場合

- ・会期中に、新型コロナウイルス感染症への感染が確認された者があった場合は、速やかに主催者会議を開催し、大会継続の可否を検討する。
- ・感染が確認された者は、京都府内の宿泊療養施設への入所や入院など管轄保健所の指示に従い、療養する。

2 競技会場

(1) 受付

- ・競技会場の受付にて体調不良者を確認した場合は、会場内への入場を許可せず、帰宅又は帰宿させる。
- ・診療・検査医療機関への移動は、原則、本人又は選手団の責任で行う。
- ・受付担当者は、入場を許可しない者があった場合は速やかに競技担当責任者へ報告する。

(2) 会場内

- ・競技会場には、体調不良者を隔離できる隔離室を最低1箇所以上用意しておく。なお、隔離室は、常設の救護所とは別に確保する。

- ・競技担当責任者は、体調不良者の対応担当者を決めておく。
- ・体調不良者に対応する者は極力制限（できるだけ担当者1名）し、対応時に必ずマスク及びフェイスシールド、手袋を着用する。
- ・担当者は、体調不良者を隔離室に隔離するとともに、選手団帯同スポーツドクターや救護所スタッフと協議し、診療・検査医療機関等に相談し、指示を受ける。
- ・診療・検査医療機関への移動は、原則、本人又は選手団の責任で行う。
- ・隔離室は窓を開放するなど可能な限り換気を行い、体調不良者が退室した後は、接触部分（ドアノブ、机、椅子など）を消毒する。

(3) 宿舎

- ・宿舎又は自宅において、体調不良者（競技会場の受付において、帰宅又は帰宿を促された者を含む）が確認された場合は、診療・検査医療機関等へ電話相談し、指示を受けるとともに、下記「参加者区分別報告先」のとおり、診療・検査医療機関等へ電話した旨及び受けた指示について報告する。
- ・宿舎では、体調不良者は、客室内に待機するとともに、体調不良者と同部屋に宿泊している宿泊者は別室に移動し待機する。
- ・宿泊施設は、体調不良者に対応する従業員を極力制限し、対応時には必ずマスク及びフェイスシールド、手袋を着用する。
- ・診療・検査医療機関への移動は、原則、本人又は選手団の責任で行う。

3 会期後

- ・大会参加者のうち、会場地を出た日の翌日から14日の間に、新型コロナウイルス感染症への感染が確認された者は、下記「参加者区分別報告先」のとおり、本人又は所属を通じて、速やかに報告する。
- ・競技担当責任者が感染者の報告を受けた場合は、速やかに大会実施本部へ報告する。
- ・大会実施本部は感染者の報告を受けた場合は、速やかに日本スポーツ協会へ連絡する。

【参加者区分別報告先】

参加者区分	会期中の報告先	会期後の報告先
監督・選手・コーチ	競技担当責任者	大会実施本部
選手団本部役員	大会実施本部	大会実施本部
大会役員	大会実施本部	大会実施本部
競技会役員、競技役員	競技担当責任者	競技担当責任者
招待者	競技担当責任者	競技担当責任者
報道員	大会実施本部	大会実施本部
施設管理者	競技担当責任者	競技担当責任者
運営委託業者	競技担当責任者	競技担当責任者
一般観覧者	競技担当責任者	競技担当責任者

【報告先電話番号】

大会実施本部（会期前から会期後まで）

公益財団法人京都府スポーツ協会内 075-692-3455

Ⅲ 感染者発生周知方法

- 大会期間中又は大会終了後から会場地を出た日の翌日から 14 日の間に、大会関係者及び一般観覧車の中に、新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合、大会公式 Web 上に、感染者が滞在した可能性のある競技名、会場、日時、区分、概要等を記載する他、大会実施本部から、以下のとおりメールにて連絡を行う。

区分	連絡先
監督・選手・コーチ	選手団（府県体育・スポーツ協会担当者）
選手団本部役員	選手団（府県体育・スポーツ協会担当者）
大会役員	本人又は所属担当者
競技会役員、競技役員	競技会本部を通じて本人又は所属担当者
招待者	本人又は所属担当者
報道員	本人又は所属担当者
施設管理者	競技会本部を通じて本人又は所属担当者
運営委託業者	競技会本部を通じて本人又は所属担当者
一般観覧者（上記以外）	個別通知は行わない。 （事前に大会公式 Web 上に掲載する旨を周知）

Ⅳ 診療・検査医療機関一覧

1 診療・検査医療機関【府内居住者】

かかりつけ医又は京都府公式 Web に掲載する診療・検査医療機関。

https://www.pref.kyoto.jp/kentai/corona/shinryo_kensa.html

（右図の QR コードからもアクセスできます）



2 きょうと新型コロナ医療相談センター

電話番号 075-692-5487

（365 日 24 時間、京都府・京都市共通）